

条例の骨子案（条文の項目）について

（目的）

手話の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての町民が障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

①手話の普及

手話が言語のひとつであることを普及することをいう。

②コミュニケーション手段

独自言語としての手話、要約筆記、点字、筆談、音声、拡大文字、平易な言葉、実物又は絵図、重度障害者用意思伝達装置その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。

③障害のある人

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難治性疾患その他の心身の機能障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

④町民

町内に居住、在勤、又は在学する者をいう。

⑤事業者

事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

⑥合理的配慮

障害のある人が、日常生活及び社会生活において障害がない人と同等の権利を行使するために行われる必要かつ適当な変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過度でないものをいう。

⑦コミュニケーション支援者

手話通訳者及び手話通訳士、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害のある人の意思疎通の支援等を行う者をいう。

(基本理念)

- 1 手話の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての町民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。
- 2 手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行わなければならない。
- 3 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の促進は、全ての町民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

町は、基本理念に基づき、手話の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(町民の役割)

町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話の普及及び障害のある人が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、事業活動において障害のある人が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

1. 町は、次の施策を計画的に推進するものとする。

- ①手話を学ぶ機会の提供等に関する施策
- ②障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策
- ③障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- ④コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- ⑤前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2. 施策の推進に当たっては、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障害のある人、町民、事業者及びコミュニケーション支援者との協働により実施するものとする。